

# 和歌山県警察生活安全関係許可等事務アドバイザー運用要綱の制定 について（例規）

（最終改正：令和3年4月14日 生企第29号）

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

生活安全関係許可等の事務を迅速かつ適正に行うため、この度、「和歌山県警察生活安全関係許可等事務アドバイザー運用要綱」を別記のとおり定め、平成27年6月25日から実施することとしたので、適切な運用に努められたい。

## 別記

### 和歌山県警察生活安全関係許可等事務アドバイザー運用要綱

#### 第1 目的

この要綱は、生活安全関係許可等の事務（以下「許可等事務」という。）に関する助言・指導を行う和歌山県警察生活安全関係許可等事務アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の運用について必要な事項を定め、県下警察署の許可等事務の担当者（以下「署担当者」という。）の連携の強化、事務処理能力の向上を図り、もって和歌山県警察における許可等事務を迅速かつ適正に行うことを目的とする。

#### 第2 アドバイザーの任務

- 1 アドバイザーは、他の署担当者から次に掲げる許可等事務の質疑又は相談（以下「質疑等」という。）を受けた場合において、助言・指導を行う。
  - (1) 許可等事務の手続及びその流れ
  - (2) 各種申請に係る添付書類、申請書等の記載要領及びその内容
  - (3) 申請種別が明らかなものに係る手数料の額
  - (4) その他許可等事務に関する定型的又は平易な事項
- 2 アドバイザーは、質疑等のうち疑義が生じたものについては、警察本部生活安全部生活安全企画課（以下「本部主管課」という。）に直接質疑するよう署担当者に助言・指導を行う。

#### 第3 アドバイザーの指定

- 1 アドバイザーは、署担当者の中から、次の基準に基づき指定するものとする。
  - (1) 現に許可等事務を担当している警察官又は一般職員であって、許可等事務に従事した期間が通算して3年以上である者
  - (2) 許可等事務に関する豊富な知識及び指導力を有しており、本部主管課が対象職員の所属する警察署長と協議の上、適任であると認める者
- 2 警察署長は、現に許可等事務に従事している者のうち、1に掲げる基準に該当する者について、本部主管課を経由し、生活安全部長に推薦する。
- 3 アドバイザーの推薦は、生活安全関係許可等事務アドバイザー推薦書（別記様式第1号）により行う。
- 4 生活安全部長は、2の規定により推薦を受けた者について、適性を審査した上で、アドバイザーに指定するものとする。

- 5 アドバイザーの指定は、指定書（別記様式第2号）を交付して行う。
- 6 アドバイザーの任期は、各年4月から3月末とする。但し、再指定を妨げない。

#### 第4 アドバイザーの解除

- 1 生活安全部長は、アドバイザーが次のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を解除する。
  - (1) 人事異動等により許可等事務に従事しなくなったとき又は他の警察署等へ配置換えとなったとき
  - (2) その他本部主管課長及び当該アドバイザーの所属する警察署長からの意見を参考とし、アドバイザーとして不適格であると認めるとき
- 2 アドバイザーの解除は、本部主管課長がアドバイザーの所属する警察署長に対し、その内容を通知する。

#### 第5 運用上の留意事項

- 1 本制度は、署担当者の身近な相談相手として、また、必要により助言等を行う指導者としてアドバイザーを設置し、警察署間の連携を一層強化し、事務処理能力を向上させるためのものである。したがって、署担当者が本部主管課に直接質疑等を行うことを妨げるものではなく、また、アドバイザーに対し、助言・指導の内容についての責任を負わせるものではないことに留意すること。
- 2 アドバイザーは、質疑等の内容について法的解釈を要するもの、アドバイザーが対応することが適当でないと認められるものについては、当該質疑等を行った者に対し、本部主管課への質疑を行うよう助言すること。
- 3 アドバイザーは、質疑に対する助言・指導を行ったときは、その旨を本部主管課に電話等で報告すること。

#### 第6 アドバイザーへの教養

本部主管課は、アドバイザーに対し、許可等事務に関する教養を実施する。

#### 第7 賞揚

本部主管課長及びアドバイザーが所属する警察署長は、アドバイザーとしての任務評価につき、その貢献度に応じて適正に評価し、賞揚等に配慮すること。

#### 第8 事務処理

アドバイザーの指定及び運用に関する事務は、本部主管課において行う。

（別記様式省略）